

地域防災パートナーシップ協定書

秋田市（以下、「甲」という。）と株式会社秋田放送（以下、「乙」という。）は、秋田市や周辺地域において災害が発生した場合、または発生が予想される場合における各種情報（以下、「災害情報」という。）の迅速な放送、及び平時の協力に関する地域防災パートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害情報の放送を円滑に行うことで、住民の生命や財産を守り被害の軽減や不安の解消、生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互の協力により、地域の防災力を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害、その他の異常な自然現象、または大規模な火災、事故など、住民の生命や財産、日常生活に大きな影響を与える事態とする。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害情報に関する放送（以下、「放送」という。）を行う必要があると認められるときは、放送の実施を要請することができる。

2 前項の放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難情報に関する事項
- (2) 被害及び復旧状況に関する事項
- (3) 避難所、救護所等の開設状況に関する事項
- (4) 学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
- (5) 帰宅困難者への対応に関する事項
- (6) 水、物資等の支給に関する事項
- (7) 公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
- (8) 広く住民に提供することが必要な被災者支援情報や生活関連情報に関する事項
- (9) その他甲が特に必要と認める事項

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に放送を要請する場合、別に定める災害情報放送要請書をファクシミリで送信する。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から第3条に基づいた放送要請を受けたときは、直ちに放送の形式等を決定し放送するよう努める。

2 乙は、災害放送を行うときは情報発信源が甲である旨を明確にしたうえで伝達された災害情報を放送する。

3 乙は、甲からの要請内容や災害の規模、またはその地域以外からの放送要請も含め、優先すべき情報を判断して放送することができる。

（運用の確認）

第6条 甲、乙は、要請手続きの円滑化、及び正確かつ迅速な放送のため、次の事項を記載した別に定める運用確認書（以下、「確認書」という。）を作成する。

- (1) 連絡責任者
- (2) 連絡先
- (3) 通信方法
- (4) その他甲、乙が必要と認める事項

2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し確認書を更新する。

(通信途絶等の場合における措置)

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、または著しく困難となったときは、甲との連絡手段の確保、及び災害情報の収集に努める。

2 前項の場合において、乙は第5条の規定による放送を行うため甲に対し災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は可能な限り協力する。

(放送に係る費用の負担)

第8条 乙は、第3条の規定による放送を無償で行い、費用を甲に請求しない。

(平時の協力)

第9条 甲、乙は、平時から住民の防災意識を高めるための活動や情報交換に関して、相互に協力し災害に備える。

- (1) 過去の災害映像を使用した番組等の上映、展示に関する事項
- (2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項
- (3) その他、甲、乙が必要と認める事項

(守秘義務)

第10条 甲、乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり、知り得た相手方の事業上、技術上の事項について相手方の同意を得ず第三者に開示してはならない。ただし、甲、乙が第三者に開示することに事前に合意した事項についてはこの限りではない。

(有効期間)

第11条 本協定は締結の日から効力を生ずる。甲または乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年11月22日

甲 秋田県秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長

乙 秋田県秋田市中通7丁目1番1-2号
株式会社秋田放送
代表取締役社長
